

第8次医療計画の作成指針等は

2023(令和5)年3月20日に、「第8次医療計画等に関する検討会」が2024年度からの第8次医療計画の「医療計画作成指針」等の策定に向けて必要な事項についてのとりまとめを公表しました。今回のとりまとめは、「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」(2022(令和4)年12月28日)において「別途とりまとめる」こととされた、新興感染症発生・まん延時における医療を中心にしたものです。

12月のとりまとめについては2023(令和5)年3月31日に基本方針や作成指針の改正が行われました。そこで検討会のとりまとめとあわせて、作成指針等の内容をみていきます。

第8次医療計画から「5疾病6事業と在宅医療」に

1985(昭和60)年の医療法改正により導入された医療計画は、医療法(第30条)に基づき、都道府県が地域の実情に応じた医療提供体制を確保するために策定する計画であり、第7次医療計画の期間中である現在は、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)・5事業(救急医療、

災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む)および在宅医療に関する計画を記載している。

2021(令和3)年の医療法改正により、2024(令和6)年度からの第8次医療計画(6年間)には、「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加され、5疾病・6事業および在宅医療について記載されることとなった。

各都道府県の第8次医療計画の策定(2023年度中)に向け、厚生労働省の「第8次医療計画等に関する検討会」では、医療計画の作成指針等について議論を進め、2022(令和4)年12月28日と2023(令和5)年3月20日にとりまとめを公表した。

検討会の12月28日のとりまとめを受け、厚生労働省は3月31日付で「医療提供体制の確保に関する基本方針」(告示)を改正した。3月20日のとりまとめの新興感染症発生・まん延時における医療については今後、改めて基本方針を改正する。

とりまとめ等の主な内容(一部抜粋)は以下の通りとなっている。

2022(令和4)年12月28日のとりまとめ等から

医療計画全体に関する事項

1. 医療計画の作成について

我が国の医療提供体制については、これまで、医療のアクセスや質を確保しつつ、良質かつ適切な医療提供体制を確保するため、医療機能の分化、連携の推進や、地域包括ケアシステムの構築等の取り組みを進めてきた。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の医療提供体制に多大な影響が生じ、地域医療のさまざまな課題が浮き彫りとなり、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性、地域医療全体を視野に入れて適切な役割分担の下で必要な医療を面として提供することの重要性などが改めて認識された。

一方で、この間も、人口減少・高齢化は着実に進んでおり、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、今後は、特に生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応が必要になることを踏まえ、地域医療構想を引き続き着実に推進し、



2040年を見据えた人口構造の変化への対応を図ることが必要である。さらに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を推進していくことが求められている。

令和6年度から始まる第8次医療計画を作成する際には、これらの課題を踏まえ、地域の実情に応じて、関係者の意見を十分に踏まえた上で行うこととする。

2. 医療提供体制について

（医療連携体制に関する事項）

令和3年の医療法改正により、第8次医療計画から医療計画の記載事項として新興感染症への対応に関する事項が追加される。したがって、医療連携体制に関する事項は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病、救急、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）及び新興感染症発生・まん延時における医療の6事業並びに在宅医療を、医療計画に定めることとする。また、地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールが有用であると考えられるため、第8次医療計画において、都道府県がロジックモデル等のツールを活用できるような指針で示すほか必要な取り組みを行うこととする。

3. 医療従事者の確保等の記載事項について

（1）医師の確保について

平成30年医療法改正により、医療計画において、医師の確保に関する事項を追記することとし、都道府県は令和元年度までにPDC Aサイクルに基づく実効的な医師確保対策を

進めるための「医師確保計画」を策定し、その他の取り組みとも連携しながら医師偏在対策を行っている。

第8次医療計画における医師確保計画の策定に当たり、三次医療圏及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価するための医師偏在指標等について、「IV医師確保計画策定ガイドラインに関する事項」の内容に基づき見直しを行う。

なお、2024年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行され、その後も、医療機関において、労働時間の短縮に向けた取り組みが進められる。その際、医師の労働時間短縮と地域医療提供体制を両立させることが重要であることから、個別の医療機関における医師の働き方改革に関する取り組みを推進するだけでなく地域医療構想に関する取り組みや医師確保の取り組みとを連動させ、推進する。

5. 二次医療圏及び基準病床数について

（1）二次医療圏の設定

既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討することとする。その基準は第7次医療計画における考え方を踏襲し、見直しを行わない場合においてはその理由（地理的条件、面積、交通アクセス等）を明記することとする。5疾病・5事業及び在宅医療における圏域については、引き続き弾力的に設定することを可能とする。

人口100万人以上の大規模な二次医療圏については、二次医療圏としてよりも構想区域としての運用に課題が生じている場合が多

いが、その場合都道府県は協議の場を分割するなど、その運用を工夫することとしつつ、必要に応じて二次医療圏も見直すこととする。

隣接する都道府県の区域を含めた医療圏の設定については、現在も指針において設定が可能であることを明記しているが、実務上の課題から、実際にはそのような医療圏の設定はされていない。一方で、医療提供体制の構築において隣接する都道府県と連携を取る場合もあり、その場合は連携する都道府県と協議を行い、具体的な内容を医療計画へ記載するよう努めることとする。

都道府県が医療計画を策定する際は医療圏の設定について優先的に議論を行うとともに、その検討状況を先んじて国に報告するよう求める。

中長期的には更なる人口動態の変化が予測されていることから、将来的な医療圏のあり方については第8次医療計画での取り組みを踏まえつつ引き続き検討を行うこととする。

（2）基準病床数

①基準病床の算出に用いる数値について

一般病床退院率や療養病床入院受療率、病床利用率等の基準病床の算出に用いる数値については、これまで、直近の患者調査等のデータを用いて算定することとしていたが、直近のデータは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている値となっておりことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない最新の数値を用いる（令和2年以降は除外する）こととする。

②平均在院日数について



全世代が「ごちゃまぜ」に関わりあうまちづくりを推進

さいはくぐんなんぶちよう

鳥取県西伯郡南部町・公益社団法人青年海外協力協会 JOCA 南部地域生活支援拠点施設

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された鳥取県西伯郡南部町の青年海外協力会 JOCA 南部を取りあげます。同協会は南部町版「生涯活躍のまち構想」の実施主体として地域再生推進法人の指定を受け、まちづくりを推進しています。その取り組みについて取材しました。

地方創生事業、まちづくりの推進に参画

公益社団法人青年海外協力協会（代表理事・雄谷良成氏）は、開発途上国の人々のために自分のもつ技術や経験を活かし活動してきた青年海外協力隊の帰国隊員を中心に昭和58年に組織され、平成24年に公益社団法人に移行している。

青年海外協力隊で培った経験を広く普及するため、OB・OGをはじめとする多くの団体とのネットワークを活用し、地域に根ざした国際交流・国際協力の先駆者として、国内においても有益な協力活動を展開していくことを目的としている。

法人本部のある長野県駒ヶ根市

のほか、東京、神奈川、宮城、愛知、大阪、広島、鳥取、沖縄に支部を設置しており、現在は長野県駒ヶ根市、宮城県岩沼市、広島県安芸太田町、鳥取県南部町で事業を展開している。

近年は、地方創生事業やまちづくりの推進に参画し、平成27年に宮城県岩沼市と「まち・ひと・しごと創生に関する協定」、平成29年に鳥取県南部町、平成30年に広島県安芸太田町と内閣府の「生涯活躍のまち構想」の一環として、同協会が地域再生推進法人の指定を受け、事業展開を進めている。

なお、地域再生推進法人は、地域再生法に基づき、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進を行う非営利法人等を指定できる制度として創設。同協会が推進するまちづくりのコンセプトとしては、年齢や性別、障害の有無に関わらず、地域の多様な人たちが「ごちゃまぜ」に相互に関わりあい、みんなが元気になるまちづくりに取り組んでいる。

施設の概要

公益社団法人青年海外協力協会

JOCA 南部地域生活支援拠点施設

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 484

TEL 0859-36-8010

FAX 0859-36-8010

URL <https://www.joca.or.jp/base/nanbu/>

法人設立：昭和58年

代表理事：雄谷 良成

JOCA 南部開設：平成28年

JOCA 南部代表：亀山 明生

開設施設：障害者グループホーム（定員10人）／就労

継続支援 A・B型事業所（定員各30人）／生活介護（定員10人）／

放課後等デイサービス・児童発達支援（定員10人）／相談支援事業所／放課後児童クラブ



※呉服店だった空き店舗を事務所として利活用

「生涯活躍のまち構想」の事業主体としてまちづくりを推進

鳥取県南部町にある青年海外協力会南部事務所（以下、JOCA A 南部）は、平成28年4月に開設された。鳥取県、南部町と「地方創生に係る基本協定」を締結し、同年10月に南部町が作成した「生



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949